

土地境界確認協定書の写しの交付規程

令和3年5月7日 契約管財課長決定

(目的)

第1条 この規程は、平成20年4月1日施行の東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準(以下「基準」という。)第22条の規程に基づき、土地境界確認協定書(以下「協定書」という。)の写しの交付について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第三者承継 土地を第三者に譲渡する場合に、協定書の内容及び協定上の地位を承継させることをいう。
- (2) 境界確認者 過去に土地境界確認を行った土地所有者をいう。
- (3) 申出地 協定書の写しの交付申出を行う土地をいう。

(申出者の範囲等)

第3条 協定書の写しの交付を申出できる者は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 協定書に「第三者承継」の記載(以下「承継記載」という)がある場合、交付申出時の土地所有者

(2) 承継記載がない場合

ア 申出地の境界確認者であり、交付申出時の土地所有者

イ 申出地の境界確認者と交付申出時の土地所有者による連名の申出

2 前項の規程において、申出地の境界確認者及び交付申出時の土地所有者が共有の場合は、共有者全員からの申出とする。また、相続が発生している場合は、法定相続人または遺産分割協議による相続人全員からの申出とする。

(申出書の作成等)

第4条 土地境界確認協定書(写)交付申出書(別記第1号様式。以下「申出書」という。)には、次に掲げる書類を添付する。

(1) 印鑑証明書

ア 印鑑証明書は発行後3か月以内のものとする。

イ 申出者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は、資格証明書、代表者事項証明書のいずれかを添付する。

(2) 登記簿謄本等

ア 申出地の登記簿謄本等は、発行後3か月以内のものを添付するほか、登記簿謄本と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本、住居表示変更証明書の「写し」等のいずれかの住所の沿革が判明できる資料を添付する。

イ 公図(写し)は、法務局備付けの公図により、広範囲に複写して、方位、縮尺、法務局名及び複写年月日を記入する。

ウ 相続が発生している場合は、相続を証する書面を添付する。

(申出書の受理)

第5条 総務部長は、申出があった時は申出書の記載事項及び添付書類を審査し、申出図書が揃ったときに申出書を受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しない。

- (1) 第3条の要件を欠く場合
- (2) 申出地の土地所有者が登記簿謄本等において確認できない場合
- (3) 申出地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が完了している場合

(申出事案の決定)

第6条 総務部長は、申出者から申出書の提出があった場合は、交付について文書で決定する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成21年8月5日から施行する。

付 則（令和元年7月16日施行）

(施行期日)

- 1 この一部改正は、政策企画課長決定の日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この一部改正は、契約管財課長決定の日から施行する。

(別記第1号様式)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

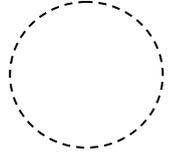
土地所有者

住 所

氏 名

電話番号

実印



土地境界確認協定書（写）交付申出書

年 月 日付で締結しました、私の所有する土地と、これに隣接する東京都板橋区有地との土地境界確認協定書（写）の発行を願います。

記

1 申出者 土地所在・地番

板橋区 丁目 番

2 東京都板橋区 土地所在・地番

板橋区 丁目 番

添付書類 (1)印鑑証明書
(2)資格証明書（法人による申出）
(3)土地登記簿謄本（全部事項証明書）
(4)公函（写し）
(5)相続を証する書面（相続による申出）